

No. 154(2017/3)

—*Enfish v. Microsoft* フェデラルサーキット判決ほか—
Alice 連邦最高裁判決後の特許適格性判断の動向 (2016年判決概観)

相田 義明

目次

- 1 はじめに
- 2 2016年判決概観
- 3 *Enfish LLC v. Microsoft Corp.* 判決の概要
- 4 *McRO, Inc. v. Bandai Namco* 判決の概要
- 5 *Alice* の2段階テストの問題点とIPOによる101条改正提案
- 6 今後の課題

1 はじめに

米国では、ビジネス上のアイデア等を汎用コンピュータや既存のネットワークを利用して実現した発明の特許適格性につき、2010年の *BILSKI* 判決と2014年の *ALICE* 判決の2度にわたる連邦最高裁の判断を経て、これまでのフェデラルサーキットの実務が変更を受け、これに伴い、米国特許商標庁の実務も変更を余儀なくされている。特に、目前の特許出願の処理に迫られている米国特許商標庁は、*ALICE* 判決の後に速やかに暫定審査ガイドラインを公表するなど、対応に追われている。

もともと、連邦最高裁が示した判断規範（2段階テスト）はかなり抽象的なものであり、具体的な事案に安定的に適用するには、フェデラルサーキットによる更なる事例の積み重ねが必要とされている。・・・

以下割愛。全13ページ

以 上